

## 司法の職責放棄が招いた弁護士バッシング

### —— 光市事件の弁護を担って

安田 好弘

#### 1 はじめに

光市事件は、精神的に極めて幼い18歳1ヶ月の少年による、不幸にして偶発的な事件であった。少年には強姦の故意も殺意もなかった。しかし、検察官は、この事件を凶悪な強姦・殺人事件としてねつ造した。

家庭裁判所は、後に述べるように、そのことに気付きながらも、あえて事件を逆送した。事件の大きさに圧倒されたのである。

そして、第1審、旧控訴審の弁護人も裁判所も、ともに、その怠慢から、検察官の事実のねつ造を見逃し、真実の発見を怠り、無期懲役判決でよかれとした。しかし最高裁は、弁論を強行し、判例変更の執事なくして判例を変更して、死刑適用基準を拡大し、破棄差し戻しをした。もちろん、手を抜いて真実の発見を怠ったのは、同様であった。

被告人である少年は、検察官によって少年法の「改正」に利用され、最高裁によって死刑の拡大に利用された。彼は、対蹠的に精神薬を投与されるだけで、何のケアもされることがなく、また家族や友人との面会や文通もなく、8年間も放置された。捜査段階を通して、また裁判を通して、彼の言い分は一顧だにされなかったし、事実を見直す機会も与えられなかった。彼には、公正な裁判は保障されてこなかったものであり、彼の目の前に展開された裁判は、他人事であったのである。

差戻審弁護団は21名の弁護人からなる。皆んなが、この少年に対する検察官、最高裁の不正なやり方に憤り、第1審、旧控訴審、そして最高裁の如何ともしがたい怠慢に危機感を募らせている。司法は制度疲労の中であって、危機的な状態にある。

弁護団は、徹底的に真相を究明し、裁判所に対して公正

な裁判を求め、被告人の権利を擁護し、被告人に真に裁判を受ける機会、そして真に反省と悔悟をする機会を保障しようとして努力している。

#### 2 光市事件とは

現在起きている異常な弁護人バッシングの背景を解明するためにも、事件の詳細を伝えたい。

##### ◆ 事件現場

光市は山口県の瀬戸内海に面する人口約5万5000人の市である。古くは瀬戸内海航路の要衝として栄え、第2次世界大戦中は海軍工廠が開設され、戦後は、その跡地に進出した新日鐵と武田薬品の企業城下町となった。しかし、市の西にある室積海岸は景勝地として昔の面影を残している。

この光市の新日鐵の社宅の中で事件は起こった。被害者（23歳の女性）・被害児（11ヶ月の女児）も加害者の少年（18歳1ヶ月の男性）もこの新日鐵の社宅に住んでいた。社宅は、全体で16棟の4階建のマンションからなる大規模なもので、道路を挟んで2つに別れている。少年宅は6LDKの大世帯用のマンションの1階、被害者宅は3DKの少世帯用のマンションの最上階にあり、道路を挟んで直線距離にして約200mと近接していた。事件は同じ社宅内の事件であった。

##### ◆ 事件の発生 99年4月14日

1999年4月14日夜、会社から帰ってきた夫が、押し入れの中に妻の遺体を発見した。被害者は、手をガムテープで縛られ、口と鼻の部分にガムテープが貼られ、下半身は裸であった。続いて、通報を受けて駆けつけた警察官が押し入れの天袋から被害児の遺体を発見した。被害児の

頸部には青色の細い紐が巻かれており右側頸部で蝶々結びにされていた。被害者の夫も夜遅くまで厳しい取り調べを受けた。

#### ◆ 少年の逮捕 99年4月18日

事件は母子殺人事件として大きく報道され世間の注目を集めた。その4日後、少年が犯人として逮捕された。事件当日、水道設備工事会社のネーム入りの制服を着て、社宅を戸別訪問していた少年が不審人物として特定され、被害者宅に遺留されていたガムテープ等から少年の指紋が採取され、犯人と断定された。少年はすぐに容疑を認め、被害者及び被害児に対する殺人事件として通常逮捕された。

犯人が少年であったことは社会に大きな衝撃を与えた。特に、法務省や一部のマスコミでは、エスカレートする少年による凶悪事件の典型的な例として、この2年前に起こった神戸の連続児童殺傷事件（酒鬼薔薇事件）と重ねて取り上げられ、少年に対する厳罰化に向けた少年法の「改正」（2001年少年法は「改正」されて従来刑事処分は16歳以上の少年に限られていたのが「以上に引き下げられた」の必要性の根拠として大きく取り上げられた。しかし、少年には前科・前歴はおろか補導歴もなかった。

少年の父は新日鐵入社30年目の中堅社員で当時子会社に出向していた。少年は、二人兄弟の長男である。中学校1年の時に、母親を自殺で亡くしている。しばらくして、父親の祖母を迎えて家族4人で生活し、高校2年の時、父親はフィリピン女性と再婚し、義弟が誕生した。少年は、事件が起こった年の3月に高校を卒業し、4月1日から地元にある水道設備工事会社に就職したばかりであった。

被害者の夫は、入社2年目の社員で、社宅に入って8ヶ月目であった。

#### ◆ 少年の自白

少年は逮捕後、光警察署に留置され連日取り調べを受けた。調書は弁解録取書を含めて37通ある。うち、検察官調書は20通あり、検察主動の捜査であった。

検察官が最終的にまとめ上げた少年の自白は、次のようになっている。

少年は、事件当日、ゲームをして遊びたかったことか

ら、実父には会社に出かけると嘘を言って、朝7時頃、義母に作ってもらった弁当とガムテープを持って、会社から支給された上下の作業着の上にヨットパーカーとジーパンを着て、自転車で自宅を出た。

少年は、しばらく海を見て時間をつぶした後、友人宅に上がり込み、午前中、友人とゲームをして遊んだ。昼頃になって、友人が買い物に出かけるというので一緒に友人宅を出、友人とは、午後3時にゲームセンターで落ち合って遊ぶ約束をして別れた。

少年は、行く当てもなかったため、一旦、自宅に戻った。自宅にいた義母には、「近くまで工事に来た、昼休みなので戻ってきた」と嘘をついた。自宅では義母が作っていた昼ご飯を食べて時間つぶしをしようとしたものの、義母から、午後からの仕事に遅れるからと追い立てられて再び自宅を出た。

しかし、約束の時間まで間があった。少年は、慣れない勤めで疲れていたため、最近、自慰をしていなかったことから、セックスをしたいとの欲情が自然とこみ上げてきた。少年はそれまで性体験はなかったが、たまたま自転車の前籠にガムテープが入っていたことや作業服の胸ポケットにカッターナイフが入っていたことから、これを使えば、無理矢理にセックスができるのではないかと漠然とした考えを持つようになった。

そこで、少年は、とりえず美人の主婦を物色しようと考え、制服姿になり、手にガムテープを持って、社宅の呼び鈴を押し、出てきた家人に、「〇〇設備（勤務先の実名）から排水の検査にきました。トイレの水を流してください。」と言って回るという戸別訪問を行った。しかし、期待するような女性は見当たらなかった。ところが、被害者宅では応対に出た被害者が美人であったことから、そしてたまたま被害者から上がってくれと室内に招き入れられたことから、少年は被害者を強姦しよう決意して室内に入り込んだ。

室内に入った少年は、被害者からベンチを借りるなどしてトイレや風呂場で排水の検査をするふりをし、強姦する機会をうかがっていたが、やがて意を決して、トイレからスプレー式洗浄剤を持ち出して、居間に入り込み、被害児を抱き上げようとしていた被害者に近づき、背後から襲いかかり、顔面に洗浄剤を吹き付けた上、被害者を仰向けに引き倒して馬乗りになり、手で被害者の口を塞ぐなどしたが、大声を出して抵抗されたため、殺害したうえで姦淫する以外にないと考え、両親指で被害者の喉仏付近を、親指の指先が白くなるほど力を入れて押さえつけたが、はねのけられたため、今度は、両手で全体重をかけて頸部を絞めつけた。その結果、被害者を窒息死させた。それでも少年は、死者が息を吹き返したという話を過去に聞いたことがあったので、念のため、ガムテープで被害者の両手を縛り、さらに口に貼り付けた。

それから、少年は、被害者の上着をめくりあげ、下着を切るなどして、乳房をもてあそび、タオルで汚物を拭いて陰部を拭いた後、姦淫した。

さらに少年は、被害者にすがりつくようにして泣き続けていた被害児を泣きやませようとしてあやしんだり風呂桶に入れて蓋を閉めたり、押し入れの天袋に入れたりした。しかし、被害児が一層激しく泣き続けるため、これに激昂し、殺害して黙らせるしかないと決意して、被害児を頭上の高さに持ち上げて、居間の床に後頭部を思い切り叩きつけた。しかし、被害児は、母親に助けを求めてすがりついていった。それで、少年は、被害児を引き戻して、今度は、両手で首を絞めて殺そうとした。しかし、首が細くてうまく絞めることができなかった。そして、遂に、自分のポケットに入っていた剣道のコテ紐を取り出して被害児の頸部に二重巻きにして後頭部で交差させて思い切り引っ張って絞めつけて窒息死させ、紐の端を蝶々結びにしてとめた。

その後、少年は、被害者を押し入れの中に、被害児を押し入れの天袋に入れて隠し、床に落ちていた財布を盗って逃げた。

以上が、検察官がまとめあげた少年の自白である。検察官は、本件犯行は、排水の検査を装った計画的な犯行であり、犯行態様も殺害行為を繰り返す執拗なものであり、しかもわずか11ヶ月の幼児を殺そうとして床に投げつけるなど冷酷にして残虐であるとした。そして、検察官は、強姦が計画的であることをもって、殺害も強姦と一体の行為であるとして、殺害目的が強姦の着手後に生じた場合でも、殺害も強姦と同じく計画的であると評価すべきであると主張した。

#### ◆ 初期供述

しかし、捜査段階の少年の自白は、事件全体にわたって大きく変遷していた。

少年は、強姦目的について、これを否定していた。少年は、大人の犯行に見せかけるために姦淫したと供述していた。被害者に対する殺害目的についても、被害者ともみ合っているうちに死亡させるに至ったもので殺害しようとしたものではなく、殺害方法も片手で力一杯押さえただけであると供述していた。被害児に対する殺害についても、大人の犯行に見せかけるために紐で首を絞めたとだけ供述しており、叩きつけたり両手で首を絞めたりする殺害行為についてはまったく述べていなかった。

少年のこれらの初期供述からすれば、強姦は成立せず、

被害者に対する殺人は傷害致死にとどまる。また事件は計画的にして執拗かつ残虐な事件ではなく、偶発的な事件であったということになる。

少年は、逮捕の2日後と勾留満期当日の2回、当番弁護士との接見を受けている。

#### ◆ 家庭裁判所送致 99年5月9日

少年は、山口少年鑑別所に移監され、調査官による面接と心理テスト、精神科医の診察を受け、6月4日逆送されている。

逆送の理由には、「内面は未熟で、強い自己中心性を持った少年である。(略)事件に結びつけた人格の偏りは、まだ矯正教育による可塑性を否定するほど固まっているわけではないが、(略)犯行の態様が保護処分になじまないということもさることながら、自分の行為がもたらした結果の重大性を実感できていない現状、またその重大性を受け容れ真の償いの気持ちに変えていくには非常に長い時間が必要であることを考えると、公判段階を通じて厳しい現実と直面させ、相応の時間を掛けて上記課題を達成させていくことが適当である。」と述べられている。

また、処遇指針としては、「公判段階を通じ、事件が社会に与えた影響、地域社会の不安と恐怖、被害者の苦悩についての厳しい現実と直面させる中で、本件の重大性を認識させ、真に贖罪の気持ちを喚起させることが少年にとって必要である。(略)その作業は精神的にサポートを受け、ある程度安定した状態にないと困難であるため、定期的なカウンセリングが望まれる。」としている。またTAT(絵画統覚)検査では、「罪悪感は浅薄で未熟であり、発達レベルは4、5歳と評価できる。」とされている。

家裁は、少年の精神発達が未熟であるとし、少年の矯正可能性と要保護の必要性を認めている。つまり、本来なら、少年院で適切な矯正保護的なケアと教育が行われるべきであった。しかし、事件の重大性に大きく引きずられて、少年に対する保護を放棄して、逆送を決定したのである。

なお、家裁では、戸別訪問につき、「本件被害者宅を訪問する前に、少年は時間つぶしと称し仕事のふりをして各戸を訪問している。仕事をさぼって外に1人でいると、社会から1人取り残されて行くような気分がしたという。そうした孤独感が上記行動の背景にあったと考えられる。そして、各戸でそれぞれ自分が作業員として信用されかつ親切的な対応を受けるうちに、自信を持ち始め調

子付いている。」として、これが強姦の物色行為であるとす  
る自白を否定する見解を示した。

また、被害者に抱きつき死亡させた行為についても、「被  
害者宅では、被害者が少年を予想外に招き入れてくれた。(略)赤  
ん坊を抱く被害者を懐かしいような甘えたいような気持ちで見たと  
も言い、自分と実母との関係の投影がうかがわれる。そのあたり、  
かなり自我水準が低下し、普段押し込めている幼似的な自我状  
態が優位になっていたのではないかと推察される。犯行はおおよそ  
そうした非常に退行した精神状態で推移している。(略)予想もし  
なかった激しさに抵抗されると、反撃される恐怖と相手が思い通り  
にならない怒りで極度の興奮状態になった。(略)ひたすら押さえ  
つけた結果、殺害に及んでいる。」として、強姦目的を否定  
し、明確な殺意も否定している。

姦淫についても、「死亡した後でさえも口や手を封じたのは、  
死者が生き返るといふ原始的な恐怖感に突き動かされた結果であ  
るし、一方被害者がまだ温かく柔らかいことをもって、抵抗をやめ  
ただけで死んでいないと見なして強姦したあたりは、目の前の刺  
激を自分の思いたい枠組みに沿って取り入れ、解釈する程度が  
相当強いと考えないと理解できにくい。」として、その場限りの  
思いつきの犯行であるとしている。

さらに被害児を死亡させたことについても、「赤ん坊にも  
ただ思い通りに泣きやまないということで怒りをぶつけており、客  
観的に子供を殺す理由がないことに思い至らないほど目の刺  
激に巻き込まれた状態であった。ただし、衝動的というには紐を使  
った殺害の意志及び犯行の様子は核心的であり、少年が述べる  
ように、異母兄弟への憎しみを投影した部分があったと考えること  
も理由がある。」として、自白されている床への投げつけや  
両手による首絞めには一切言及しないばかりか、殺害の動  
機についても、自白にあるような単なる被害児に対する怒  
りだけでは説明できないとしている。

このように、すでに、家裁では、検察とはまったく違う  
事実認定をし、事件を理解していたのである。しかし、検  
察官は、家裁の意見を参考にして事件を見直すこともせ  
ず、本件事件を、強姦目的の殺人事件、そして怒りのあま  
りの幼児殺人事件として、起訴したのである。

なお、家裁では私選の付添人が選任された。

### 3 裁判

#### ◆ 第1審

99年 6月11日 起訴

8月11日 第1回公判

00年 3月22日 第7回公判 判決 無期懲役

少年事件の付添人が継続して弁護人となった。冒頭手続  
で、少年は公訴事実を争わなかった。しかし、弁護人は、  
強姦の故意の発生時期につき、被害者宅に招き入れられた  
後であると主張し、少年もこれに沿う供述をした。書証は  
自白調書も含めてほとんどが同意された。

被害者遺族は、法廷で検察官が朗読する被告人の自白調  
書を読み、「聞くに耐えない(略)なんと短絡的で浅まし  
い犯行」と理解し、「私は〇〇(少年の実名)に望むのは  
死だけです」、「犯人に対する怒り、憎しみを抱き続けて  
生きていくことを改めて心に誓ったのです」と決意し、こ  
の少年に保護は必要がないとして、少年の実名を明らかに  
した。しかし、それらは、検察官がねつ造した事実に基づ  
くものであった。

被告人質問2回、被害者の夫と母親が検察側の証人とし  
て証言したが、情状証人を含めて少年のための証人はな  
かった。弁護人の少年に対する質問も、事実関係については  
ほとんど訊かれることはなかった。しかし、そうした中で、  
少年は、弁護人の質問に答えて、被害者の殺害について「最  
初は考える力はありませんでしたが、やっぱりすごく抵抗される  
し、大声を出されるので頭の中が真っ白になるというか、  
何も考えられないというか、とにかく声だけを止めよう  
というふうなことしか考えられなくなって、声を止めるには  
どうしようかなという感じも、その時には冷静に判断でき  
なくて、首を絞める羽目になりました」と答え、被害児の  
殺害についても「押し入れの中とか、お風呂場の所とか試  
して見たけど、お風呂場はずごく響いて、押し入れの中も  
大して変わらなかったの、どンドン、どンドン、腹が立  
ってきて、殺してしまうような羽目になってしまいました。」  
と答えて、殺人の故意を否定していると解釈できる  
供述をしている。しかし、弁護人はもとより検察官、裁判  
官も完全にこれを無視し、次の質問をしなかった。

検察官は死刑を求刑したが、第1審判決は、少年の不遇  
な生育環境が本件犯行を犯すような性格や行動傾向を形  
成するについて影響があったとして、また殺人は偶発的  
であったとして、無期懲役を宣告した。これに対し、被害  
者遺族は、「相場主義の判決である」、「司法に負けた」と  
激しく反発した。

## ◆ 旧控訴審

00年 3月28日 検察官控訴

9月 7日 第1回公判

02年 3月14日 第13回公判 判決 控訴棄却

検察官は死刑を求めて控訴した。検察官は「100回負けても101回目をやるんだ」と言っていたという。弁護人は2人の国選弁護人であった。検察官の決め球は、少年が未決として収容されていた山口の刑務所で隣の房にいた被収容者に発信した手紙だった。そこには、被害者を侮辱し、司法関係者を揶揄し、反省悔悟を疑わせる内容が記載されていた。その内容は、週刊誌にも大々的に報道され、世間の激しいひんしゅくと怒りを買った。弁護人は、通信の秘密に対する侵害であると反対したが、裁判所はこれを採用した。しかし、このことは少年に大きなトラウマとなり、以後、少年は恐ろしくて手紙さえ出すことができなくなって、少年からコミュニケーションの機会を完全に奪ってしまった。

控訴審は、被告人質問6回、証人3人の取調が行われたが、被告人質問は、もっぱら手紙と被告人の生い立ちに終始し、事実関係についての質問は皆無であった。証人3名は、いずれも検察側の証人で、被告人の悪情状を立証するものであった。ここでも、情状証人を含めて被告人側の証人はなかった。弁護人は、情状鑑定を請求したが却下された。

控訴審判決は1審判決と同様の理由で無期懲役を是認した。検察官の決め球であった、被告人の私信は、相手の手紙のふざけた内容に触発されたものととらえ、無期懲役の判決を変更するまでに至らないというものであった。

これに対しても、被害者遺族はより激しく反発した。

## ◆ 最高裁

02年 3月27日 検察官上告

10月30日 検察官上告趣意書提出

例外的な場合を除いて、検察官が量刑を不服として上告することはない。上告は、判例違反と憲法違反に制限されている。しかし、検察官はあくまでも死刑を求めて上告した。検察官の主張は、無期懲役は、過去の死刑に関する判例に違反するというものであった。しかし、永山判決以降、2人殺害で死刑になった少年はいない。検察官の主張は明

らかに事実と反していた。つまるところ、検察官は最高裁に判例の変更、つまり新判例を求めたのである。それから、3年間、動きはまったくなかった。最高裁の弁護人は、控訴審の国選弁護人が手弁当で私選として就任した。

**05年11月28日** 突如、最高裁から弁護人に対し、電話があった。「翌年の2月21日か3月14日に弁論を開きたい。いずれが都合が良いか。」というものであった。刑事事件において、最高裁が死刑事件以外で弁論を開くということは、原則として控訴審判決を破棄するときに限られる。弁護人にとってまったく予想しない事態であった。このため、旧弁護人は、将来新弁護人となる2人の弁護士に応援を求めた。旧弁護人は最高裁に対し、改めて検討したいから十分な時間をもらいたい、については協議したいと申し入れた。しかし、最高裁は、これを無視して、12月6日、一方的に3月14日の弁論を指定した。このため、応援を求めた弁護士との関係は切れた。

**06年2月27日** 弁論間近になって、旧弁護人の依頼を受けて先に応援を求められていた2人の弁護士がはじめて少年に接見した。旧弁護人も同席した。少年は、開口一番、自分は強姦するつもりはなかったと訴えた。次の接見では、殺すつもりはなかったと殺意を否認した。旧弁護人も新弁護人も驚愕した。旧弁護人は、少年のあまりの幼さをおもんばかって、少年に対し事実関係について訊くことを控えていたのである。

少年には、自白調書はもとより1審判決書など一切の刑事記録が差し入れられていなかった。持っていたのは、裁判所から送られてきた検察官の控訴趣意書と上告趣意書だけであった。少年の主張どおりであるとする、殺人と強姦は成立せず傷害致死にとどまる。法定刑は有期懲役にとどまり、無期懲役自体が間違いということになる。従来の上告とは、あまりにも事態が異なる。旧弁護人は辞任し、新弁護人が就任した。

**3月7日** 新弁護人は、最高裁に少年との接見結果を説明して、全面的な事実の検証が必要であるとし、そしてそのためには少なくとも3ヶ月の期間が必要であるとして、弁論の延期を申請した。また3月14日の弁論の日は、弁護士会の仕事が入っているため物理的にも出席できないという理由も付加した。少年に記録のコピーの差し入れが始まった。

**3月8日** 最高裁は、新弁護人から事情聴取さえすること

なく、延期申請を却下した。弁護人が交代した場合、たとえ控訴審と同じ結論を出す場合であっても、あらためて弁論の期日を指定し直すことは、過去の慣例であった。しかし、この事件に限って、最高裁は、弁論の延期を拒否したのである。当時、その理由は不明であった。

**3月13日** 弁論の前日、新弁護人は、最高裁に、翌日の弁論の欠席届を出した。少年が言っていることの真偽を確認もせず弁論に臨むわけにいかない。また、翌日は、新弁護人の2人は朝から夜まで弁護士会で缶詰状態になる予定であった。翌々日に控えた死刑事件の模擬裁判の最終リハーサル（実質的には最初で最後のリハーサル）がぶっつけ本番の形で行われることが予定されていた。死刑事件の弁護は、絶対に過誤があってはならない。そのような過誤を少しでもなくするために、過去にあった誘拐殺人事件を題材にして、誤った弁護と理想的な弁護を対比させて、まったく予断を抱かない2組の裁判員の前で実演して、その結果がどうなるかを、全国の弁護士会を衛星中継でつないで放送し、研修を行うものであった。新弁護人の1人はその解説者役、他の1人は裁判官役であった。

**3月14日** 最高裁は、新弁護人が欠席することが分かっている、弁論を強行した。わざわざ検察官に弁護人に対する非難の意見を述べさせ、自らも弁護人を非難した。弁護人による意図的な訴訟遅延であるというのである。そして、一方的に次回の弁論を4月18日と決めて、弁護人の都合を聞くこともなく、弁護人に出頭命令と在廷命令を発した。これに反すると処罰するというのである。それは、弁護人の延期申請を無視して弁論を強行した自分たちの責任を棚に上げて、もっぱら非難の矛先を弁護人に向けるための演出であった。

これによって、被害者遺族をはじめとして、弁護人に対する非難が一気に噴き上がった。皮肉にもこれを差配した裁判長は弁護士出身で自由人権協会のメンバーでもあった。

新弁護人は、記録を検討した。1審で証拠として採用されている山口大学教授の鑑定書には、自白にあるような、喉仏付近を両親指で指先が真っ白になるほどに力一杯押さえつけた痕跡はもとより、全体重をかけて両手で頸部を扼頸した痕跡は全く指摘されていなかった。むしろ、被害者の右頸部には上から①1.0cm×3.2cm、②0.8cm×4.0cm、③1.0cm×6.0cm、④1.3cm×

1.1cmの4本のほぼ水平な蒼白帯の存在が指摘されており、これは強く圧迫されたものによるとされ、加害者が左手を強く扼頸したために生じたとして矛盾はないと結論されていた。つまり、両親指による頸部圧迫も両手による扼頸もともに否定されていたのである。もっとも、上記の4本の蒼白帯は、その長さからして、左手の順手ではなく、右手の逆手であることは明らかであった。

また、被害児についても、鑑定書では、確かに紐の圧痕は指摘されていたが、床に叩きつけた痕跡もまた紐で力一杯絞めた痕跡も指摘されていなかった。つまり、検察官がまとめ上げた少年の自白は、明らかに客観的証拠である法医学鑑定と根本的に矛盾していたのである。

強姦についても、少年を目撃した人たちは、少年が戸別訪問するにあたって、〇〇設備とネームのある制服を見せ、〇〇設備から来ましたと名乗り、しかも、若年の女性より高齢の女性と親しく応対し、男性とさえ応対していたと供述していた。少年は、強姦相手の物色とはおよそ矛盾する行為を行っていたのである。被害者に対しても、脅す、着衣に手をつけるなど、強姦の着手といえる行為を何ら行っていなかった。これらの、自白との決定的な矛盾は、実に容易に発見された。

**4月18日** 弁護人は弁論期日に出席して弁論を行った。かつてあれほどまでに弁護人を罵っていた裁判所も検察官も、弁護人を前にして、非難の言葉を向けることはなかった。弁護人は、そのときまでに調査することができた事実をもとに、殺人及び強姦が成立しないこと、真実は、少年が寂しさのあまり被害者にやさしくしてもらいたいと思って、被害者にそっと抱きついたことがきっかけであって、強姦の意思はなく、驚愕のあまり誤って被害者を死亡させてしまったものであって殺意はなく、被害児に対しても、床に叩きつけたり、首を絞めたりしたことはなく、泣きやませようとして首に紐を緩く巻いて蝶々結びをしたものであって殺意はなく、いずれも傷害致死にとどまると主張した。そして、原判決を破棄して、事実調べをやり直しを命ずること、それができないならば、弁論を終結せず続行をすることを求めた。

しかし、裁判所は、弁論の続行を拒否し、弁護人に妥協案を示した。つまり、1ヶ月以内ならば、弁護人が追加して提出する書面を、この弁論で述べられてものとして扱うというのである。つまり、1ヶ月後に再度弁論を開いたの

と同様に取り扱うという弥縫策をとったのである。

**5月18日** 弁護人は弁論の補充書を提出した。そこには、上野正彦元東京監察医務院々長の鑑定書が添付されていた。その鑑定書は、弁護人の主張を完全に裏付けるものであった。弁護人はその後も補充書を2通提出した。

#### **6月20日 最高裁判決**

最高裁は検察官の上告を全面的に受け容れて、本件事件は死刑に相当する、これを無期にするためにはそれなりの理由が必要であるが、第1審、2審が摘示する理由はそれに該当しない。再度、無期懲役とするに足りる理由があるかどうか審理せよというものであった。それは、判例変更の経路を経ずして、永山判決の判例を変更したものであった。つまり、従来、死刑は総合的に判断して死刑がやむを得ない場合についてのみ許されるとしていたものを、凶悪な事件については死刑が原則、これを無期にするためには合理的な理由が必要であるとしたのである。主客を逆転させ、広く死刑への道を開いたのである。少年の不幸な境遇については、1審及び旧控訴審の評価を否定して、特に劣悪であったとは認められなかった。最高裁は、家庭内暴力や実母の自殺が、少年の精神的発達に重大な影響を与えることすら理解できなかったのである。彼らは、少年事件を審理するだけの資質を欠いていたのである。

最高裁の弁論の強硬は、ひとえに、この手続を無視した新判例のためであった。実は、この判決の日、裁判長の姿はなかった。彼は、その少し前に定年退官していたのである。過去の慣例に反して、弁論の延期を認めなかったのは、ひとえに彼が定年になる前に判決をするためだったのである。彼は、約3年余りも事件を寝かした後、定年退官を前にして急遽残務整理に走ったのであろう。彼にとって、事案の審理よりも事件処理の方が優先したのである。

そして、弁護人の主張に対しては、上野医師を証人に呼んで事実を聞くことさえすることもなく、わざわざ「原審が認めた事実関係は揺るぎなくみとめられる」という異例の文言を付して、全面的に排斥した。最高裁は、弁護人が提出した上野鑑定はもとより、捜査機関が委嘱し第1審が証拠として採用した山口大学教授の鑑定さえも全くの誤りであるというのである。

この最高裁の事実を無視した異常にしてエキセントリックなコメントが、差戻控訴審における弁護人バッシング

の原因となった。最高裁は、客観的な証拠をことごとく無視して、弁護人の主張は荒唐無稽な主張であると決めつけたのである。

#### ◆ 差戻控訴審

2006年10月 全国から集まった21名の弁護人によって、差戻控訴審弁護団が形成された。死刑廃止のためではない。裁判は政治主張の場ではない。厳粛にして公正な、事実の審理の場である。最高裁の余りにも理不尽さに憤り、検察官の事実のねつ造を糾弾し、真実を明らかにし、第1審、旧控訴審、そして最高裁の手抜き裁判を是正し、少年に真に裁判を受ける権利を保障するために、皆んな手弁当で集まった。それは、実質において、再審弁護団であった。

弁護団は、さらなる事実を調査した。被告人や関係者と面会して事情を聞くとともに、法医では、上野医師に加えて大野曜吉日本医科大学教授に鑑定を依頼した。その結果、まったくあたらしい事実が解明された。

被害者の左下顎部の直径1.2cmの円形の鮮明な表皮剥脱は、当時、少年が着ていた制服の袖の金属製のボタンによって生じられたものであることが解明された。少年は、座椅子に座っている被害者の背後からそっと抱きついた。これにおどろいた被害者が立ち上がろうとしたため、2人重なるようにして後ろに仰向けにひっくり返った。そして、少年はそのままスリーパーホールドの形で抵抗する被害者を押さえた。その時めくれ上がった袖口が被害者の左顎にあたり、金属製のボタンが表皮剥脱を生じさせたのである。これは、背後から襲いかかり、スプレー式洗剤を顔面にかけ、押し倒して馬乗りになったという自白を完全に否定するものであった。

また、弁護団は、少年のパーソナリティーに注目した。なぜ、これほどまでに少年は幼いのであろうか。それを解明するため、関西学院大学教授の野田正彰教授に精神鑑定を依頼した。そして、このような少年がどうして本件事件を犯すに至ったかについて加藤幸雄日本福祉大学教授に犯罪心理鑑定を依頼した。

この両鑑定により、激しい父親の暴力により精神的な発達を阻害され、しかも13歳の時に母親の自殺により成長を止めた少年が、就職という新しい環境に適応できずに会社に行けなくなり、激しい寂寥感と疎外感と罪悪感の中で

精神的な退行状態に陥り、ひとかどの職人を気取って排水の検査に来ましたとママゴト遊びをするかのように戸別訪問する中で、被害者と出会い、やさしく接してくれる被害者に自殺で亡くした母親を投影させて、甘えて抱きついてしまったという、現実とファンタジーの区別がつかない母胎回帰の事件であったことが解明された。本件事件は、決して強姦殺人という性暴力事件ではなかったのである。

生きることに希薄であった少年は、かつて同じく少年時代に強盗強姦殺人という重大事件を犯し、1審死刑を宣告されたものの控訴審で無期懲役となり、それ以後、ひたすら被害者と被害者遺族に謝罪をし続け、ようやく9年目にして被害者遺族から「がんばんなさい」との返事をもらうまでになった先輩と文通を始め、その生き方に、生きて償うことの大切さを教えられ、請願作業を申し出て謝罪に生ることを開始した。反省悔悟へ向けて新しい事態が展開したのである。

弁護団は、差戻控訴審裁判所に対し、法医鑑定人2名、犯罪心理鑑定人、精神鑑定人、無期懲役の先輩の合計5名の証人尋問と事実関係・情状関係・取調関係についての被告人質問を求め、それを実現するために9回にわたる集中審理を求めた。弁護団は、最高裁や検察官の圧力に抗して、裁判所に事案の真相を理解してもらうためには、短期集中審理しかないと考えたのである。

07年5月24日を第1回として、6月、7月、9月と各3回、合計9回の集中審理を行った。裁判所は、弁護団が請求した証人を、無期懲役の先輩を除いて採用した。そして無期懲役の先輩の代わりに彼の少年宛の手紙を採用した。そこには、自分が犯した罪を他人事のようにしか理解できなかった自分、死刑になって死んでやろうと突っ張っていた自分、しかし、命の大切さを教えてくれた母親と弁護人の必死の闘い、そして、被害者への本当に申し訳ないという思いの芽生え、生きて償うことのありがたさ、等々が面々とつづられていた。

第1審、旧控訴審を通じて、罪体・情状を問わず、少年側の証人が取り調べられたのは初めてであった。検察官は、上野、大野鑑定を否定する鑑定人を請求してきた。しかし、それは、検察官の主張を全面的に支持するものではなく、上野、大野鑑定が絶対的に正しいものではないという意見にとどまるものであった。

10月14日、検察官の弁論が行われ、12月4日、弁

護人の弁論が予定されている。

## おわりに

光市事件は、典型的な少年事件である。精神的に極度に幼い少年から、「ママゴト」や「ドラえもん」や「儀式」や「魔界転生」という言葉が出てきても、何ら不思議でない事件である。彼の言動は、彼の精神的発達レベルの上に立って、彼の生育史、社会史の中で理解されなければならない。彼は捜査段階の当初から、殺意も強姦の故意も否定していた。それが、検察官によってねじ曲げられ、弁護人も裁判所もこれを見逃した。

少年は、本件事件の加害者であると同時に激しい父親の暴力の被害者であったのであり、怠慢な司法の犠牲者でもあったのである。彼の行動は、専門的な知見を駆使して解明され理解されなければならなかった。そして、少年に対しては、刑事罰ではなく少年院等の保護施設におけるケアが必要であった。

本件事件は、弁護人が激しいバッシングの対象となっている。激しいときには、24時間嫌がらせと脅迫の電話が鳴り響いた。カミソリや銃弾も送られてきた。弁護人は、徒党を組んで、被害者遺族をイジメ、裁判を死刑廃止のために利用し、ありもしない荒唐無稽な話をしているというのである。それは、あの最高裁とまったく同じ論調であり、同レベルの批判と言っても過言ではない。そして弁護人に対する懲戒請求が扇動され、総計6000件もの懲戒請求が行われている。弁護士として資格を奪おうというのである。ほとんどの懲戒請求書は形式も内容も同一である。まるで署名運動である。そこには、「弁護人は、ママゴト遊びで赤ちゃんを床に叩きつけたと常識的に理解できない主張をしている」と非難されている。しかし、弁護人は、赤ちゃんを床に叩きつけるようなことは行っていないと主張しているのである。

結局、このバッシングは、検察官の事実のねつ造や最高裁の手抜きが誘引したものである。このようなバッシングは、司法が司法としての職責をしっかりと果たすことによってしか是正することができない。

\* 本文は、日本民主法律家協会発行の「法と民主主義」に掲載した記事の原稿を元にしてしています。「法と民主主義」誌上では、紙幅の制限から、編集委員会により、省略や読みやすくするための工夫等が施されました。本文は、省略はせずに復元し、工夫は活かし、また、訂正できなかった誤記を修正してあります。